

連合北海道札幌地区連合会／さっぽろ 労働相談センター  
札幌圏雇用センサス 2017年1月の相談状況  
「労働相談内容の違反率悪化に危機感を持つべき！  
職場環境改善は生活の糧、意識を凝らそう！」

1. 2017年1月相談概況

年 月 \ 項 目	相談者（人）	相談件数（件）	一人当たり相談件数（件）
2017年 1月	66人	103件	1.56件
2016年12月	70人	101件	1.44件
2016年 1月	46人	82件	1.86件

- (1) 相談者の状況 資料-1 「2017年 雇用形態別 相談者数 月別集計」  
資料-2 「2017年1月 相談件数 (雇用形態別)」  
資料-3 「2017年1月 相談者数 (雇用形態・男女、業種別)」  
資料-4 「2017年1月 相談件数 (業種別)」

- ① 今月の相談者は正社員（「社員」と同意、以下同じ）47人に対して期限付き雇用契約社員（「契約、パート、臨時・アルバイト、嘱託、季節、派遣」の総称、以下同じ）は19人です。全相談者の7割強が正社員となっています。  
相談者の男女別では男性39人に対して女性は27人です。  
相談者の内訳は、男性相談者は7割強が正社員、女性相談者は正社員と期限付き雇用契約社員がほぼ同数となっています。

【雇用形態別 相談者数・相談件数・1人当たり相談件数】

	雇用形態別									
	男	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	求職者	その他
人数	39	34	3	0	2	0	0	0	0	0
件数	65	58	5	0	2	0	0	0	0	0
計	1.67	1.71	1.67	0	1.00	0	0	0	0	0

	雇用形態別									
	女	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	求職者	その他
人数	27	13	4	7	1	0	0	2	0	0
件数	38	16	7	10	2	0	0	3	0	0
計	1.41	1.23	1.75	1.43	2.00	0	0	1.50	0	0

	男女	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	求職者	その他
人数	66	47	7	7	3	0	0	2	0	0
件数	103	74	12	10	4	0	0	3	0	0
計	1.56	1.57	1.71	1.43	1.33	0	0	1.50	0	0

相談件数は男性65件(1.67件/1人)、女性38件(1.41件/1人)、全体では103件(1.56件/1人)となっています。正社員男性の相談者数・相談件数・1人当たり件数が飛び抜けて多く(34人・58件・1.71件)全体の数値を引き上げています。

- ② 業種別相談状況では「医療・福祉・医薬品業」(20人・28件)及び「卸・小売・飲食店」(13人・25件)から多くの相談が寄せられていて人数・件数ともに全体の約半数を占めています。続いて、建設・設計・重機業(5名・13件)及び通信・報道・IT業が続いています。

「医療・福祉・医薬品業」の業種では介護・保育職場からの相談が多く差別・嫌がらせ・セクハラ、解雇及び労災の項目に相談が集中しています。「卸・小売業・飲食店」の業種では飲食店・コンビニ店からの相談が大半であり賃金未払(不払残業)・長時間労働・差別・嫌がらせ・セクハラの項目に相談が多く寄せられています。

「建設・設計・重機業」の業種では相談者は正社員5人ですが、相談項目数が13件と飛び抜けて多く、内容も賃金未払(不払残業)と長時間労働に特化していて違反率も高く推移しています。

「通信・報道・IT業」の業種も相談者は正社員5人ですが、業務内容はIT関連に特化し相談項目9件は賃金未払(不払残業)・解雇・年次有給休暇取得妨害の項目に相談が集中しています。

「その他サービス」の業種にはキャリアコンサルタント・セラピスト・エステシヤンの業務に請負契約における賃金未払や雇用契約内容の不履行に関する相談が見られました。

「不動産」業種からは4名(正社員)・6件の相談が寄せられ、「労働時間関係」に内容が集中し4件が違反内容となっています。

状況については、次表のとおりです。

【業種別・雇用形態別 相談者数／業種別相談件数】

	人数計	社員	契約	パート	アルバイト	嘱託	季節	派遣	その他	相談件数	1人／件数
A 農林漁業・協同組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B 食品加工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C 鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
D 建設・設計・重機業	5	5	0	0	0	0	0	0	0	13	2.60
E 製造業	3	2	0	1	0	0	0	0	0	4	1.33
F エネルギー・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
G 通信・報道・IT業	5	5	0	0	0	0	0	0	0	9	1.80
H 交通業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1.00
I 陸運・倉庫業	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1.00
J 卸・小売業・飲食店	13	4	3	3	3	0	0	0	0	25	1.92
K 商品斡旋・リース業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
L 金融・保険・不動産業	4	4	0	0	0	0	0	0	0	6	1.50
M 医療・福祉・医薬品業	20	16	2	2	0	0	0	0	0	28	1.40
N ビル管理・警備業	4	3	1	0	0	0	0	0	0	5	1.25
O 労働者派遣業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
P 教育・学校業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
Q 会計・行政・法律事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
R その他サービス業	8	5	0	1	0	0	0	2	0	9	1.13
S 公務・公共サービス	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1.00
T 分類不能・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
<b>合計</b>	<b>66</b>	<b>47</b>	<b>7</b>	<b>7</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>103</b>	

- (2) 相談項目について 資料-2 「2017年1月 相談件数 (雇用形態別)」  
 資料-4 「2017年1月 相談件数 (業種別)」  
 資料-5 「2017年・月別集計 相談件数 (相談項目別)」

寄せられた相談項目は次のとおりです。

- 「賃金関係」 27件 (不払残業・割増未払18件 月例賃金未払4件 一時金1件、  
最賃1件 その他2件 賃下げ1件)
- 「労働時間関係」 21件 (年次有給休暇10件 休日・休暇3件 週40時間・長時間労働6件  
その他2件)
- 「差別等」 13件 (嫌がらせ・パワハラ10件 セクハラ2件 男女差別1件)
- 「労働契約関係」 13件 (就業規則・雇用契約12件 その他1件)
- 「雇用関係」 11件 (解雇・退職強要・契約打切9件 合理化・倒産・閉鎖2件)
- 「保険・税」 1件 (雇用給保険・労災1件)

「安全衛生」	10件	(労働災害6件 安全衛生3件 その他1件)
「その他」	3件	(経営問題・労務管理1件 上記以外の相談2件)
「退職関係」	3件	(退職金・退職手続3件)
「労働組合関係」	1件	(運営1件)

---

相談件数合計 103件

全ての項目に相談が寄せられました。「賃金関係」及び「労働時間関係」に相談が多く寄せられています。「賃金関係」は賃金未払(不払残業)・「労働時間関係」では長時間労働・年次有給休暇の相談内容が多くなっています。また、それぞれの項目では特定の内容に相談が集中しています。「労働契約関係」では雇用契約・就業規則(13件中12件)、「雇用関係」では解雇・雇止め(11件中9件)、「安全衛生」では労働災害(10件中6件)、「差別等」では嫌がらせ・パワハラ(13件中10件)に相談が集中しています。

(3) 相談内容の違法状況について

資料-6	2017年1月	違法件数(雇用形態別)
資料-7	2017年	月別集計 違法件数(相談項目別)
資料-8	2017年1月	違法件数(業種別)

66人から寄せられた103件の相談中、違法と判断される項目は74件となっています。違法率は71.8%です。違法率は近年になく高い数値となりました。

**【項目別違法件数の分布】**

項目	違法件数	違法率	全相談件数
賃金関係	23件	85.2%	27件
労働時間関係	14件	66.7%	21件
雇用関係	10件	90.9%	11件
労働契約関係	8件	61.5%	13件
安全衛生	8件	80.0%	10件
差別等	7件	53.8%	13件
その他(経営問題・労務管理)	2件	66.7%	3件
退職関係	1件	33.3%	3件
保険・税関係	1件	100.0%	1件
労働組合関係	0件	0.0%	1件
<b>総数</b>	<b>74件</b>	<b>71.8%</b>	<b>103件</b>

雇用形態別では「正社員」、「契約社員」、「パートタイマー」、「臨時」及び「派遣」契約の労働者から相談が寄せられ、「派遣」以外に高い違反数値が見られました。

「正社員」には74.3%、「契約社員」には58.3%、「パートタイマー」には90%、

「臨時」には75%の違反相談が存在しています。項目別では「労働組合関係」以外、全ての項目に違反相談が存在しています。

「賃金関係」では賃金未払（月例不払・不払残業）が17件の違反、「労働時間関係」では年次有給休暇・休日休暇に11件の違反、「雇用関係」では解雇・雇止めで10件の違反となっています。

以上の様に寄せられた相談の7割以上が違反であることは正に憂慮すべき事態ですが、取り分け「安全衛生」と「差別等」に関する相談の違法率が高いことには危機感を認識すべきといえます。

## 2. 2017年1月の雇用情勢

相談内容に違法率が高いことに事業者のみならず労働者や求職者、そしてこれから就職しようとする若者、そして家族の全てが注目し危機感を持つべきです。特に、「医療・福祉・医薬品業」（介護・保育が中心）の職場からの相談の71.4%が法律に違反するという事は、被害が当該労働者に止まらずサービスを受ける市民生活者にも及ぶことが考えられます。また、被害の内容によっては世帯・家族にまで及ぶことも憂慮され一刻も早く違反原因の撤去に取り組むべきです。

違反の内容を見れば、賃金不払・長時間労働・解雇については事業主の労務管理の不手際が原因の大半であり、労働行政のみならずあらゆる機関から根気よく指摘を繰り返す取り組みが必要です。利益追求に関する「なりふり構わず・寝ても覚めても」の姿勢が、他者（労働者）に対する強制・強迫行為となることに気がつかない事業者が目立ちます。多方面からの指摘が必要です。

また、「差別等」・「安全衛生」の項目に関する相談では、労働者間の思いやり・連帯の欠如が目立ちます。もちろん事業主の適正な労務管理・安全配慮義務の履行が有効な解決策であることは確かです。しかしながら、労働者自身が隣人の不幸・辛さから目をそむけないという意識をもつことで、職場環境は確実に変化します。

自分たちの職場・生活の糧を守るためには必要な意識です。

以 上